

2022. AUG. 31

各位

中国羽毛製品工業会 (China Feather and Down Industrial Association)

先日、中国税関総署 (GACC) より、ウォッシュドダウンとフェザーの輸入検疫措置を調整する通達が出されました。CFDIA では、8 月 30 日に会員企業向けに新政策の説明会を開催しました。また、主な要求事項を以下にまとめましたので、ご参考にしてください。

A. ウォッシュドダウンとフェザーの輸入検疫措置の調整について

洗浄した羽毛の検査は GB/T 17685-2016 Down and Feather に従うが、資格の判断基準は以下のように調整される。濁度 \geq 50mm (酸素数テスト不要)。

濁度検査が不合格の場合、羽毛サンプルは鳥インフルエンザ検査が必要です。

1. 1. 陽性の場合、そのバッチは返却または破棄されます。
2. 2. 陰性の場合、港の実情と会社の意思に基づき、特定の羽毛加工会社で効果的な燻蒸処理または徹底した水洗いを行った後、そのバッチを放出することができる。

B. 洗浄された羽毛を中国に輸出する企業の登録に関する方針

1. 中国と二国間協定を締結している 10 カ国については、認可を受けた企業のみが洗浄した羽毛原料を中国に輸出することができます。10 カ国とは、タイ、ポーランド、イギリス、ハンガリー、韓国、ニュージーランド、フィンランド、ベトナム、フランス、ドイツです。企業一覧は以下のリンクからご覧いただけます。

<http://en.cfd.com.cn/index.php?s=/Web/News/detail/id/2653.html>

2. 現在、二国間協定が未締結の国については、ダウン&フェザーの加工会社の中国への輸出は、一時的に登録リストによる制限を受けず、通常通関が可能です。
3. 中国税関が伝統的な貿易を規制し、企業登録制度を実施するのは一般的な傾向である。その後の中国向けダウンフェザー輸出に影響を与えないよう、未認可の外国産ダウンフェ

ザー加工企業は、現地農業管理部門と協力し、双方合意の上、できるだけ早く認可を完了する必要があります。

認可の関連政策についての説明は、以下のリンクからご覧いただけます。

<http://en.cfd.com.cn/index.php?s=/Web/News/detail/id/2044.html>

CFDIA では、関係者の皆様におかれましては、上記事項にご留意いただき、この通知を会員企業に転送し、出荷前に通関の問題を回避されるようお願いいたします。